

**「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」
最終取りまとめ**

令和元年5月23日

地方創生推進交付金のあり方に関する検討会

目次

はじめに

I. これまでの地方創生関係交付金の運用について

II. 第2期総合戦略策定を見据えた地方創生推進交付金の基本的な考え方

1. 第2期総合戦略の策定に向けた動き
2. これまでの地方創生推進交付金の活用状況

III. 検討会における議論と対応の方向性

1. 新たな政策課題や新たな視点を踏まえた対応
 - (1) 民間との協働
 - (2) 地方へのひとの流れの強化
 - (3) 未来技術の活用
 - (4) 「海外から稼ぐ」地方創生
 - (5) 多文化共生
2. 効果検証を踏まえた対応
 - (1) 適切な効果検証のあり方
 - (2) 効果検証結果の活用

3. その他運用改善等

- (1) 交付金申請手続きの合理化
- (2) 他省庁補助金等との戦略的連携
- (3) 継続的な事業実施に資する審査基準の明確化
- (4) 小規模町村等の未活用団体への対応

IV. 今後の地方創生関係交付金のあり方について

参考 検討会の開催要綱及び委員名簿

はじめに

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）は、地方創生を更に加速させるための地方創生推進交付金のあり方について検討するため、これまでの運用状況等を踏まえ、有識者の知見を得つつ、国と地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として開催してきた。委員には有識者として、辻琢也一橋大学大学院法学研究科教授（座長）及び田口太郎徳島大学総合科学部准教授が、地方の実務者として、全国知事会、全国市長会及び全国町村会から2名ずつ推薦を受けた者が、国の実務者として、内閣官房・内閣府の職員4名が参画し、平成30年11月に第1回を開催して以降、計6回、議論・検討を重ねた。

検討会では、まず、これまでの地方創生推進交付金の活用実績を踏まえた運用改善策を中心に議論を行い、平成30年12月21日には、中間取りまとめを策定・公表し、これに基づく運用改善策を平成31年度からの地方創生推進交付金の運用に反映させた。

そのうえで、検討会では、平成27年度からの5年を期間とする国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）が最終年を迎えようとする中、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議における第1期総合戦略の検証や第2期総合戦略の策定に関する議論の動向等を踏まえた、地方創生推進交付金のあり方についての検討に力点をシフトし、議論を重ねてきた。

本最終取りまとめにおいては、これまでの検討会における議論をもとに、第2期総合戦略を見据え、地方創生推進交付金に係る制度・運用の見直しを行うべき事項等に関し、主要な論点と対応の方向性を整理する。

I. これまでの地方創生関係交付金の運用について

平成26年11月に、少子高齢化、人口減少、東京圏への人口の過度の集中といった課題に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として掲げた「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が施行された。この法律に基づき、国において、総合戦略を策定し、地方公共団体においても地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「地方版総合戦略」という。）を策定し、地方創生に関する本格的な取組が始まって4年が経過した。

地方創生に係る財政支援策の一つとして、地方版総合戦略の策定段階から初期の事業実施

段階を支援するため、平成 26 年度補正予算において地方創生先行型交付金が、平成 27 年度補正予算において地方創生加速化交付金が、それぞれ設けられ、地方公共団体の事業が推進されてきた。

地方創生を推進するための国の政策については、平成 27 年度以来、毎年作成されている「まち・ひと・しごと創生基本方針」や毎年度改訂されている総合戦略において、その方向性や具体的施策が示され、進捗管理が行われている。

これらの政策メニューは多岐にわたるが、各地方公共団体は、地域の実情に応じ、地方版総合戦略に基づいて、取捨選択し、活用を図るべきものである。そして、地方公共団体が様々な政策・施策を実施する際に横串を刺す支援ツールとして、①情報支援、②人材支援、③財政支援の「地方創生版・三本の矢」が用意されている。

地方創生推進交付金は、別途、平成 27 年度から毎年度の地方財政計画に 1 兆円計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」や、平成 28 年度税制改正で創設された「企業版ふるさと納税」とともに、「財政支援の矢」と位置付けられるものである。具体的には、地方創生のためには安定的・継続的支援が必要との観点から、平成 28 年度当初予算において、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく法律補助として創設され、これまで、毎年度 1,000 億円が当初予算で計上されている。これは、地方創生に関する目標や施策全般の基本的な方向性を定めた各地方公共団体の地方版総合戦略に基づき地方創生を実現していくため、同戦略に位置付けられた地方創生事業であって、具体的な実施計画である地域再生計画に記載され、内閣総理大臣の認定を受けた先導性の高い取組を支援し、また、その取組を横展開していく制度とすることで、国と地方の双方が地方創生を協働して推進することを明確にしたものとなっている。

また、地方創生推進交付金については、各府省の個別補助金や効果検証の仕組みを伴わない一括交付金等とは異なり、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、KPI の設定と PDCA サイクルの確立の下、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携を軸に交付対象事業を選定することで、先導的な取組を推進してきている。これにより、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを可能とし、複数年度にわたり、安定的かつ継続的に支援する枠組みが整った。

平成 28 年度の創設以降、地方創生推進交付金の運用については、地方公共団体からの要望を踏まえ、交付上限額や新規事業の申請上限数の引き上げ、ハード事業割合の引き上げ、事業実施期間を確保するための交付決定時期の早期化、対象となる事業経費の明確化や企業版ふるさと納税との併用・インセンティブ措置等の弾力化を図ってきたところである。

こうした動きに加え、地方創生拠点整備交付金として、平成 28 年度補正予算で 900 億円、

平成 29 年度補正予算で 600 億円、平成 30 年度補正予算で 600 億円が計上されてきた。

(参考 1) これまでの交付上限額の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度～ (現行)
都道府県	先駆 : 2 億円 横展開 : 0.5 億円	先駆 : 3 億円 横展開 : 0.75 億円	先駆 : 3 億円 横展開 : 1 億円	先駆 : 3 億円 横展開 : 1 億円
市区町村	先駆 : 1 億円 横展開 : 0.25 億円	先駆 : 2 億円 横展開 : 0.5 億円	先駆 : 2 億円 横展開 : 0.7 億円	先駆 : 2 億円 横展開 : 0.7 億円 ※中枢中核都市は、 先駆 : 2.5 億円 横展開 : 0.85 億円

(参考 2) これまでの新規事業の申請上限数の推移

	平成 28 年度 第 1 回募集	平成 28 年度 第 2 回募集	平成 29～ 30 年度	平成 31 年度～ (現行)
都道府県	最大 5 事業	最大 7 事業 (うち広域連携 1 事業)	原則 7 事業以内 (うち広域連携 2 事業)	原則 9 事業以内 (うち広域連携 3 事業)
市区町村	最大 3 事業 (うち広域連携 1 事業)	最大 4 事業 (うち広域連携 1 事業)	原則 4 事業以内 (うち広域連携 1 事業)	原則 5 事業以内 (うち広域連携 1 事業) ※中枢中核都市は、 原則 7 事業以内 (うち広域連携 2 事業)

(参考3) これまでのハード事業割合の推移

平成 28 年度 第 1 回募集	平成 28 年度 第 2 回募集	平成 29 年度	平成 30 年度～ (現行)
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね 1/2 未満。	総事業費に占めるハード事業の割合が概ね 1/2 未満。	総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね 1/2 未満。	総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね 1/2 未満。 ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が 1/2 以上（8割未満）であっても申請可能（事業数：都道府県は年間 2 事業まで、市区町村は年間 1 事業まで）。

(参考4) これまでの交付決定時期の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 1 回 募集	8/30	継続事業：4/1 新規・変更事業：5/31	4/1	4/1
第 2 回 募集	12/22	11/7	8/31	8 月下旬予定

Ⅱ. 第 2 期総合戦略策定を見据えた地方創生推進交付金の基本的な考え方

1. 第 2 期総合戦略の策定に向けた動き

本年は第 1 期総合戦略の最終年に当たることから、第 1 期の総仕上げと併せて、現在と将来の社会的変化を見据えながら、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、第 2 期総合戦略の策定を進めることとしている。

第 2 期総合戦略の策定に向けた検討を行うため、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下、各界の有識者からなる「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に関する有識者会議」を開催するとともに、多様な関係者や専門家からヒアリングを行ってきた。

また、第 2 期総合戦略策定に当たっての重要なテーマや新しいテーマについては、個別に検討会（「人材・組織の育成及び関係人口に関する検討会」、「地域経済社会システムとしごと・働き方検討会」、「未来技術×地方創生検討会」、「地方創生×少子化」対策検討会、「地方創生×全世代活躍まちづくり検討会」）を開催し、議論・検討を重ねてきている。

併せて、「第 1 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会」においては、これまでの地方創生の取組の成果や課題を調査・分析し、

- ・ 第 1 期「総合戦略」に掲げられた基本目標等の KPI
- ・ 「地方創生版・三本の矢」などの地方創生に向けた支援
- ・ 地方版総合戦略

などについて、検証を進めてきている。

こうした国の動きを踏まえつつ、各地方公共団体においても、第 1 期地方版総合戦略の効果検証と併せて、次期地方版総合戦略の策定に向けた準備が進められている。

今後の地方創生推進交付金のあり方を考えるに当たっては、これらの動きを踏まえ、各地方公共団体における地方創生の取組の深化に資するものとするのが重要である。

2. これまでの地方創生推進交付金の活用状況

地方創生推進交付金は、平成 27 年度から毎年 1 兆円計上されている地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」や、平成 28 年度税制改正で創設された「企業版ふるさと納税」とともに、「財政支援の矢」と位置付けられるものとして、これまで、地方公共団体に広く活用されてきた。

具体的には、地方創生推進交付金については、全 47 都道府県及び 1,498 市区町村（全体の 86.0%）が活用し、2,009 億円分の事業が採択されてきている（非公共分（移住支援金等を含む。）の平成 31 年度第 1 回採択までの実績。公共分を加えると 3,614 億円分の事業が採択されている。）。

地方創生推進交付金を活用した個々の事業については、各地方公共団体において、逐次、効果検証が行われているところであるが、交付金事業全体についても、国において平成 29 年度から有識者による検討委員会の監修の下で効果検証を行っている。この効果検証の結果、KPI を 1 つ以上達成した地方創生推進交付金事業の割合が約 8 割であることや、「地方創生事業実施のためのガイドライン」に掲げている PDCA サイクルの各フェーズで「取り組むべきこと」や適切な効果検証を行った事業において KPI を達成した割合が比較的高いことが確認されている。

もとより、地方創生は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること等を目的とするものであり、喫緊の課題ではあるものの、息の長い取組が必要である。具体の取組も、人材育成や産業振興など、短期的に成果が現れるものばかりではない。国・地方を挙げて本格的な取組が始まって 5 年目を迎えるが、これまでの取組の成果を踏まえ、地方創生の深化が求められている。

このような現状を踏まえ、地方創生推進交付金については、引き続き、地方公共団体が地域の実情を踏まえて行う取組を支援するものとして、効果的に活用されるものであるべきである。具体的には、現行の枠組みを基本としつつ、第 2 期「総合戦略」及び地域の実情を踏まえた地方創生の新たな展開に向け、必要な見直しを検討していくことが重要である。

また、地方創生推進交付金事業には、自立性・官民協働・地域間連携・政策間連携等の要素を求めている。これは、総合戦略に明記された「政策 5 原則」（（1）自立性、（2）将来性、（3）地域性、（4）直接性、（5）結果重視）を踏まえたものである。地方財政計画に計上される「まち・ひと・しごと創生事業費」が地域の実情に応じた自主的・主体的な地方創生の取組を可能とするための基礎的な財政需要の確保である一方、地方創生推進交付金が国からの交付金として地方公共団体の先導的な事業を支援し、これらの事業の横展開を図るものであることを踏まえれば、このような制度設計については、運用の実績や新たな政策課題に応じて必要な見直しを加えつつも、基本的な考え方は維持することが適当である。

なお、平成 31 年度から「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく移住支援金の仕組み等について地方創生推進交付金が活用されている。これは、東京圏への転入超過が進む状況を踏まえ、国全体として大胆な施策を講じるとともに、全国規模のマッ

チングシステムの構築等によるスケールメリットの発揮を期待したものであるが、国が具体的なメニューを示した点において、地方創生推進交付金の活用手法としては例外的なものである。

引き続き、地方創生推進交付金は、優良事例の横展開は図りつつも、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえ、創意工夫を凝らして事業化を図る「オーダーメイド型」の仕組みとして運用されることを基本とするべきである。

(参考5) 地方創生推進交付金（「先駆・横展開タイプ」及び「移住・起業・就業タイプ」）の市区町村活用状況（都道府県別）

都道府県	市区町村数			都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合		活用数	総数	割合
北海道	133	179	74.3%	滋賀県	17	19	89.5%
青森県	39	40	97.5%	京都府	26	26	100.0%
岩手県	33	33	100.0%	大阪府	32	43	74.4%
宮城県	35	35	100.0%	兵庫県	39	41	95.1%
秋田県	25	25	100.0%	奈良県	38	39	97.4%
山形県	35	35	100.0%	和歌山県	30	30	100.0%
福島県	52	59	88.1%	鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	42	44	95.5%	島根県	19	19	100.0%
栃木県	25	25	100.0%	岡山県	27	27	100.0%
群馬県	35	35	100.0%	広島県	15	23	65.2%
埼玉県	38	63	60.3%	山口県	19	19	100.0%
千葉県	41	54	75.9%	徳島県	24	24	100.0%
東京都	26	62	41.9%	香川県	16	17	94.1%
神奈川県	25	33	75.8%	愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	27	30	90.0%	高知県	34	34	100.0%
富山県	15	15	100.0%	福岡県	50	60	83.3%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	13	20	65.0%
福井県	16	17	94.1%	長崎県	21	21	100.0%
山梨県	25	27	92.6%	熊本県	45	45	100.0%
長野県	71	77	92.2%	大分県	18	18	100.0%
岐阜県	42	42	100.0%	宮崎県	26	26	100.0%
静岡県	35	35	100.0%	鹿児島県	36	43	83.7%
愛知県	52	54	96.3%	沖縄県	9	41	22.0%
三重県	19	29	65.5%	合計	1,498	1,741	86.0%

(参考6) 地方創生推進交付金(「先駆・横展開タイプ」のみ)の市区町村活用状況(都道府県別)

都道府県	市区町村数			都道府県	市区町村数		
	活用数	総数	割合		活用数	総数	割合
北海道	124	179	69.3%	滋賀県	17	19	89.5%
青森県	20	40	50.0%	京都府	26	26	100.0%
岩手県	24	33	72.7%	大阪府	32	43	74.4%
宮城県	23	35	65.7%	兵庫県	30	41	73.2%
秋田県	21	25	84.0%	奈良県	37	39	94.9%
山形県	31	35	88.6%	和歌山県	20	30	66.7%
福島県	40	59	67.8%	鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	42	44	95.5%	島根県	18	19	94.7%
栃木県	25	25	100.0%	岡山県	25	27	92.6%
群馬県	26	35	74.3%	広島県	15	23	65.2%
埼玉県	33	63	52.4%	山口県	16	19	84.2%
千葉県	40	54	74.1%	徳島県	24	24	100.0%
東京都	26	62	41.9%	香川県	13	17	76.5%
神奈川県	25	33	75.8%	愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	24	30	80.0%	高知県	34	34	100.0%
富山県	15	15	100.0%	福岡県	50	60	83.3%
石川県	18	19	94.7%	佐賀県	13	20	65.0%
福井県	15	17	88.2%	長崎県	21	21	100.0%
山梨県	14	27	51.9%	熊本県	45	45	100.0%
長野県	62	77	80.5%	大分県	18	18	100.0%
岐阜県	35	42	83.3%	宮崎県	24	26	92.3%
静岡県	24	35	68.6%	鹿児島県	36	43	83.7%
愛知県	39	54	72.2%	沖縄県	9	41	22.0%
三重県	19	29	65.5%	合計	1,327	1,741	76.2%

(参考7) 効果検証事業の概要

1. 趣旨

地方創生に向けた先導的な事業における効果的な事業評価及び課題分析の手法をとりまとめ、地方創生関連交付金の活用事例の横展開、地方公共団体における新規事業の設計・立案、有益な効果検証につなげていくことを目的として、平成29年度より地方創生関係交付金にかかる効果検証事業を実施している。

2. 効果検証の手法

1) 有識者による検討委員会の設置

地方創生に関する外部有識者からなる検討委員会を設置・開催し、その監修のもとで実施している

◇検討委員(敬称略・50音順)

赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
阿部 正浩	中央大学経済学部教授(平成30年度～)
石堂 正信	公益財団法人交通協力会常務理事
坂井 文	東京都市大学都市生活学部教授
岡司 直也	法政大学現代福祉学部教授
福井 隆	東京農工大学大学院客員教授
(座長) 松原 宏	東京大学大学院総合文化研究科教授
見並 陽一	株式会社びゅうトラベルサービス顧問

2) 地方公共団体の事業実施報告による調査分析

各地方公共団体あてに調査票による悉皆調査を実施し結果を分析

- ① KPIの実績に関する分析
- ② 交付金全体の効果分析

3) 好事例等に関する事例研究

2)の調査結果を元に一部団体に詳細な調査を実施

- ① 詳細調査
- ② フィールド調査

3. 効果検証の対象

1) 平成29年度の効果検証

- ① 地方創生加速化交付金(3,602事業)
- ② 地方創生推進交付金(平成28年度新規事業)(1,584事業)

2) 平成30年度の効果検証

- ① 地方創生推進交付金(平成29年度継続・新規事業)(2,823事業)
- ② 地方創生拠点整備交付金(1,133事業)

4. 平成29年度の効果検証結果

1) 事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果

・地方創生加速化交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は78%。

事業費(約897億円)に対する経済波及効果は約1.7倍(直接効果約872億円、間接1次波及効果約607億円)。

・地方創生推進交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は84%。

事業費(約419億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約405億円、間接1次波及効果約280億円)。

2) 事業成果

・本事業結果を「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」としてとりまとめ、公表(2018年4月27日)。

5. 平成30年度の効果検証結果

1) 事業実施報告に基づく事業の全体像についての分析結果

・地方創生推進交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は81%。

事業費(約928億円)に対する経済波及効果は約1.6倍(直接効果約892億円、間接1次波及効果約631億円)。

・地方創生拠点整備交付金の分析結果

KPIを(1つ以上)達成した事業の割合は52%。

事業費(約1,300億円)に対する経済波及効果は約1.9倍(直接効果約1,290億円、間接1次波及効果約1,160億円)。

2) 事業成果

・事業実施報告における自らの回答と全団体の回答とを比較分析した「事業実施報告分析レポート」を作成し、各団体に送付。

・本事業結果を踏まえ「地方創生関係交付金の活用事例集」及び「地方創生事業実施のためのガイドライン」を改訂の上、公表(2019年4月15日)。

(参考8) 政策5原則（まち・ひと・しごと総合戦略からの抜粋）

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法にとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析したうえで、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界・士業（産官学金労言士）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて、施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示され、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスを組み込むことにより、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

Ⅲ. 検討会における議論と対応の方向性

検討会では、以下の項目について、Ⅱ. で示した基本的な考え方を確認しつつ、地方創生推進交付金のあり方について具体的に議論を行った。以下、項目ごとに、主な議論、現状・課題を整理し、対応の方向性について示すこととする。

検討会としては、ここで示した方向性について、第2期総合戦略とあわせた交付金の制度設計に反映するなど、適切な対応を求める。

1. 新たな政策課題や新たな視点を踏まえた対応

(1) 民間との協働

<主な議論>

- 交付金事業により解決を図ろうとする課題の多くは、行政のみによって対応できるものではなく、責任を持った民間の主体の参画が重要である。
- 各地方公共団体において、民間の事業推進主体の確保に苦勞しているが、その確保の可否が、事業の成否や持続性に大きく影響している。

【現状・課題】

- 地方創生推進交付金では、限られた財源の中で最大限の効果を上げるため、地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界・士業（産官学金労言士）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行うことが重要であり、この観点から、施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られることを期待し、先導性の要件の1つとして、「官民協働」を設けている。
- これまでの事例を見ても、岡山県西粟倉村が広域代表を担っている「自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業～10市町村連携による起業家型人材育成・マッチング・事業成長支援～」(平成28年度開始の5年間事業)では、先行起業したローカルベンチャー企業による起業家スクールや事業提案コンペの展開等を図ることで、KPIの1つである新規事業創出数については、当初目標を大きく上回る効果を見込んでいる(当初目標：114件、平成31年度第1回採択時の実績見込み：204件)など、官民協働は事業効果を高めていくために重要な要素である。
- 平成31年度からは、地方創生関係交付金事業の地方負担分に「企業版ふるさと納税」による寄附金を充当することが可能となった。あわせて、一定以上の寄附金を見込む事業については、横展開タイプの事業(事業期間は原則3年以内)で

あっても先駆タイプと同様に事業期間を最長5年間とするインセンティブが付与されることとなった。

【対応の方向性】

- 地方公共団体においては、事業推進主体を確保するため、地方の金融機関や国の出先機関等の多様な主体と連携を深めることを通じて、官民協働に係る事業設計を進めていくことが重要である。
- 官民協働の取組を更に推進するため、「企業版ふるさと納税」等の民間資金を取り込む事業については採択審査時において高く評価することを「官民協働」の評価基準に明確化するとともに、民間と共同した事業については、地方負担分において民間負担を考慮する等の民間資金確保の促進に向けた検討を進めるべきである。
- 第2期総合戦略の策定も見据えつつ、官民協働を進めているモデルケースの提示（事例集等）をはじめとする取組により、地方公共団体による効果的な企画立案を支援していくべきである。

(参考9) 特徴的な「官民協働」の事例（岡山県西粟倉村が広域代表を担う事業）

事業名	自治体広域連携による「ローカルベンチャー」推進事業～10市町村連携による起業家型人材育成・マッチング・事業成長支援～	採択額	104,178千円（平成28年度） 248,208千円（平成29年度） 320,377千円（平成30年度） 349,103千円（平成31年度）
地方公共団体名	岡山県西粟倉村、北海道厚真町、岩手県釜石市、宮城県気仙沼市、宮城県石巻市、徳島県上勝町、宮崎県日南市、石川県七尾市、島根県雲南市、熊本県南小国町 ※平成31年度採択事業連携自治体		
事業分野	地方への人の流れ（移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野）		
事業概要	<p>10市町村が連携して設立するローカルベンチャー推進協議会が主体となり、民間事業者と共同で起業家人材を育成するための共通プログラムを開発・実行するとともに、各自治体において、地域の強化産業領域を踏まえた育成プログラムや起業後の支援体制を構築し、共通プログラム受講者とのマッチングを図る。</p> <p>また、地域内外の金融機関を巻き込んだ官民一体での創業支援ノウハウ等の共有により、ローカルベンチャー創出に向けた広域自治体連携の取組を深化・展開していく。</p> <p><主な重要業績評価指標（KPI）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業創出数（新規創業数+新規事業数）：0件（事業開始前） →114件（当初計画）※平成31年度第1回採択時の実績見込み：204件 		

(2) 地方へのひとの流れの強化

<主な議論>

- 現状、地方公共団体の多くが人口減少解消のための移住者増に注力する一方で、東京圏への転入超過が加速化しているといった全国的な課題や、移住後の地域コミュニティにおける生活等にまで目が行き届いていない面があるといった地域的な課題がある。
- また、「関係人口」といった形で、移住には至らないものの、都市部の人材が地域と関わりを持つことにより、多様なライフスタイルの実現や地域の活性化に寄与している例も見られる。
- これらの状況を踏まえ、地方創生推進交付金による取組を強化する必要がある。

【現状・課題】

- 東京圏への転入超過数は、いわゆるバブル経済の崩壊後のピークである15万5千人に比べると少なく抑えられているものの、依然として東京一極集中の傾向が続いている（平成30年には日本人移動者で見て13万6千人の転入超過（23年連続）を記録。）。
- こうした中、地方公共団体においては、地方創生推進交付金の活用事業も含め、多くの移住促進に関する取組が展開されており、こうした施策により一定の成果は見られる（「移住者数」に関連するKPIを設定している事業の実績値合計は目標値合計を上回っており、その達成率は165%（平成28・29年度事業の実績））。
- 加えて、東京圏から地方へのUIJターンによる起業・就業支援等の取組により、地方創生に資する産業の担い手を確保すべく、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく支援策を平成31年度から地方創生推進交付金により展開している。
- 今後、移住後の定着支援や、関係人口等を活用した地域社会の担い手創出に係る取組も重要である。
- 東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や県庁所在市などの中枢中核都市が大半を占め、上位63市で全体の約5割を占めている。平成31年度からは、中枢中核都市に求められている広域的な役割（近隣市町村を含めた圏域全体の経済・生活を支える等の機能）を踏まえ、中枢中核都市向けの交付上限額や申請上限件数を新設した。

【対応の方向性】

- 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づく、UIJターンによる起業・就業支援等の取組を本格化させていくべきである。
- 一部地域においては、関係人口に着目した取組が始まりつつあるところ、こうした事例等をもとに、関係人口に関する取組を進めているモデルケースの提示（事

例集等)をはじめとして、地方公共団体による効果的な企画立案を支援していくべきである。

- 併せて、拠点強化税制等の企業の本社機能移転等の関連する他施策と必要な連携を図ることも重要であり、こうした連携事業のモデルケースの創設を検討すべきである。
- 中枢中核都市においては、周辺市町村と連携をして、その地域の経済、生活を支えるという観点から、地域全体のビジョンを共有し、マネジメントする役割を担うことも重要である。

(参考 10) 特徴的な「関係人口」の事例 (兵庫県の事業)

事業名	関係人口の活用による元気創出プロジェクト	採択額	80,144 千円 (平成 31 年度)
地方公共団体名	兵庫県		
事業分野	地方への人の流れ (移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野)		
事業概要	<p>兵庫県において新たに開始した「ひょうご e-県民制度」は、e-県民としての登録者を関係人口として可視化し、兵庫県に住んでいなくとも、兵庫県とのつながりを持ち、ふるさとに貢献していく仕組みであり、ひょうご e-県民への情報提供体制の整備や特産品の販売促進、e-県民との交流を活発にするための地元人材・企業の育成を行うことにより、地域との絆を感じてもらう。</p> <p>また、来県を促すことで、地域コミュニティや地域経済も活性化し、e-県民を増加させ、交流を促進し、将来的な移住・定住につなげる。</p> <p><主な重要業績評価指標 (KPI) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご e-県民」の県内滞在延べ日数：0 日 (事業開始前) → 75,000 日 (事業後) ※計画ベース 		

(3) 未来技術の活用

<主な議論>

- 先進的な企画については、もっとリスクに寛容な仕組みがあってもよいのではないか。
- 「自立性」について、国・地方を挙げた Society5.0 への対応が求められる中、先進的な技術を活用した新たな社会システムづくりに対するチャレンジを促進するよう留意すべきではないか。

【現状・課題】

- 人手不足や高齢化への対応、生産性向上、地域交通の確保などの地方創生に深く関わる課題は、地方において特に深刻であり、未来技術の活用による解決が強く求められている。こうした中、AI、IoT、自動運転、ロボット等を活用し、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムを導入することで、課題解決に対する高付加価値なソリューション・サービスを提供し、地方創生につなげていくことは極めて重要である。
- 他方、現状の地方創生推進交付金では、先導的な取組を支援することとされており、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の要素を有することが、先導性の判断基準となっている。
- Society5.0 関連の取組は、その他の事業と比べ、
 - ① 技術導入の実現可能性に係る不確実性
 - ② 規制面の不確定要素
 - ③ これを受け入れる地域住民側の協力の必要性が付加されるため、相対的に、自立に向けた見通しが立てづらくなり得る。

【対応の方向性】

- Society5.0 への対応の重要性、特に地方創生における未来技術の活用の重要性を踏まえ、地方創生推進交付金についても、「自立性」の取扱いをはじめ、新たな支援の仕組みを検討すべきである。
- ただし、こうした検討にあたっては、全国的な戦略の下、モデルとなるものに対して限定的に行うことが政策効果を上げるうえで必要となることには留意すべきである。

(参考 11) 「近未来技術等社会実装事業」の概要

1. 概要

AI、IoT や自動運転、ドローン等の近未来技術の実装による新しい地方創生を目指し、自主的・主体的で先導的な最も優れた施策について、各種交付金、補助金等の支援に加え、社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的な支援を行うもの。

提案募集後、書面審査、ヒアリング、有識者会議等による評価を経て、これまで 14 件を選定。

2. 支援内容

- ・ 選定事業毎に、現地支援責任者を選定して、現地（地方公共団体）に地域実装協議会を組織し、社会実装に向けて必要な事項を検討。
- ・ 中央に省庁連絡会議を設置し、選定された取組について横断的・集中的に支援（地方創生推進交付金（内閣府）をはじめとする関係省庁の交付金、補助金を活用）。

(参考 12) 特徴的な「未来技術」を活用した事例（兵庫県神戸市の事業）

事業名	新たな交通政策の検討・実施	採択額	14,000 千円（平成 31 年度）
地方公共団体名	兵庫県神戸市		
事業分野	まちづくり（コンパクトシティ、まちの賑わいの創出、連携中枢都市等のまちづくり分野）		
事業概要	<p>神戸市では、高齢化や人口減少の進展による公共交通への需要の減少や、バス運転手不足による持続可能性、多様化する市民の移動ニーズ等の課題を抱えている状況であり、公共交通の再編について早急な対応が求められていた。</p> <p>そこで、地域を維持するうえで重要な勤労者のベッドタウンである計画的開発団地（ニュータウン）を対象に、自動運転技術を活用したラストマイル移動サービスを実施するとともに、ビッグデータを用いた市民の移動ニーズにあった公共交通への再編を進め、地域の移動手段を維持・確保し、住み継がれるまちの実現を目指す。</p> <p><主な重要業績評価指標（KPI）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動移動サービスの利用者数 <p>802 人（事業開始前）→2,402 人（事業後） ※計画ベース</p>		

(4) 「海外から稼ぐ」地方創生

<主な議論>

- インバウンドや農林水産品等の輸出の拡大については、多くの地方公共団体において事業化しているが、更なる効果促進のためには、地域資源に着目した事業の深化が必要ではないか。

【現状・課題】

- 各地方「ならではの」特色のある農林水産業や、豊かな食文化を強みとする観光業は、これらを有機的に組み合わせることにより、欧米・アジア諸国の旺盛な消費需要を取り込むことができる地域の成長産業と位置付けていくことが重要である。
- こうした事業の企画立案等に、外国人材の知見・ノウハウを取り込んでいくことは、成長産業の育成だけでなく、外国人材の活躍の場の創出にもつながり得る。

【対応の方向性】

- 我が国の成長産業として期待される農林水産業と観光業の戦略的連携により、一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓と、訪日外国人の拡大と地方への誘客による地域内消費獲得の2つを地方創生の成長エンジンとし、

対日直接投資との連携も含めた「海外から稼ぐ」地域の取組について、各省と連携しつつ、積極的に支援すべきである。

(5) 多文化共生

<主な議論>

- グローバル化の最中、出入国管理及び難民認定法の改正もあいまって、益々、地域で受け入れる在留外国人は増加しつつあるところ、こうした外国人材が地域コミュニティに溶け込み、地域人材として活躍することを促す取組が重要。

【現状・課題】

- 少子高齢化の進展の中で、地方の担い手不足等が課題となっており、地方における外国人材の受け入れニーズは行政的には高まっている。
- 一方、外国人材が地域コミュニティに溶け込むことや地域人材としての活躍を促すための場を設定すること等が重要である。
- このため、在外公館等と連携し、地方公共団体において活躍したいと望む相当程度の専門性、技能を有する外国人材と地方公共団体のニーズに対する新たなマッチング支援スキームが設けられ、本年度から運用されている。

【対応の方向性】

- 在外の親日外国人材を掘り起こし、相当程度の専門性・技能を有する外国人材を受け入れたいと望む地方公共団体に対する円滑なマッチング支援を充実させるべきである。
- 引き続き、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げなど、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により支援すべきである。

2. 効果検証を踏まえた対応

(1) 適切な効果検証のあり方

<主な議論>

- 効果検証の方法については、各地方公共団体の自主的な工夫に任せつつ、その結果を関係する主体と共有することが重要ではないか。

【現状・課題】

- 効果検証事業の結果、各事業の効果検証の実施方法（①外部委員会＋議会による検証、②外部委員会による検証のみ、③議会による検証のみ、④なし）が充実しているほど、KPI 達成率が高い傾向にあり、事業成果をあげるためには効果検証が重要であると言える。
- 効果検証は重要なプロセスである一方、当該プロセスに時間・労力を割くあまり、事業の再設計やそれを踏まえた事業の実施に支障を来すことは避けるべきであり、地域の実情に応じた手法が重要である。
- 実際、京都府井手町などでは、複数の事業をまとめて、①事業内容、②KPI 達成状況、③事業の効果、④今後の展開をまとめたうえで、マスコミやまちづくり団体等の住民代表をはじめ、各種ステークホルダーが参画する形で、効果検証を実施するといった、効果的かつ効率的な手法を取り入れている*。

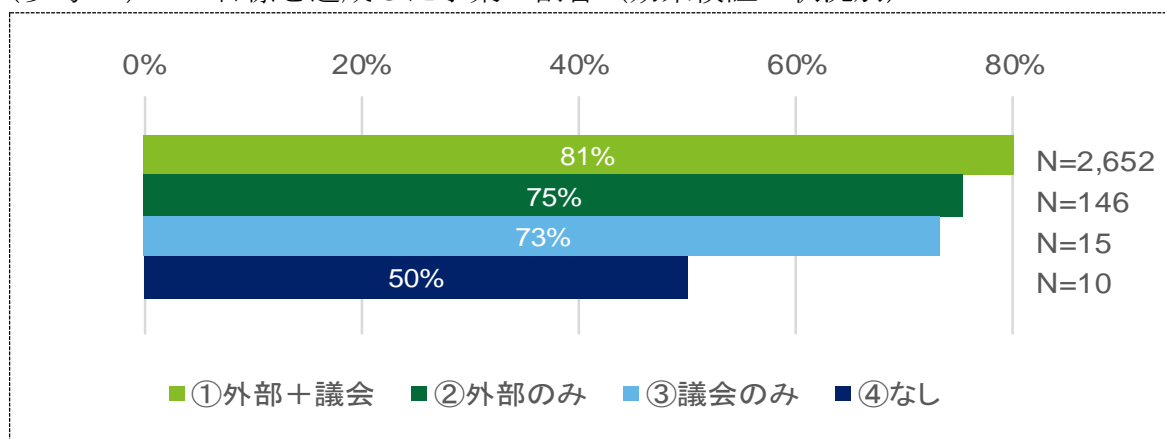
※ 第5回検討会 参考資料3 参照

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin/kentokai_dai5/siryou.html)

【対応の方向性】

- 地方公共団体においては、地方創生の取組について効果をあげていくため、適切な効果検証手法を取り込むとともに、その結果については、連携先の自治体や民間事業者等からなる事業推進主体等の事業実施に係る各ステークホルダーと共有し、円滑に事業見直しにつなげていくべきである。
- この際、国においては、適切な効果検証を実施しているモデルを抽出のうえ、事例集等の形でとりまとめのうえ、公表することで、地方公共団体による効果検証に係る取組を進めるべきである。
- また、地方公共団体における効果検証に当たっては、事業内容・規模等を踏まえつつ、地方版総合戦略の効果検証や他事業の事業見直し等の既存のプロセスをうまく活用するなど、地域の実情に応じた、効果的かつ効率的な手法を取り入れるべきである。

(参考 13) KPI 目標を達成した事業の割合 (効果検証の状況別)



(2) 効果検証結果の活用

<主な議論>

- 地方創生の取組の効果を高めるためには、十分な検証のうえ、事業実施期間中に軌道修正できる体制整備が重要ではないか。
- 一方で、KPI 実績等を踏まえた PDCA サイクルによる見直し結果を、事業内容に速やかに反映させるため、事業内容の変更申請手続きを見直すべきではないか。

【現状・課題】

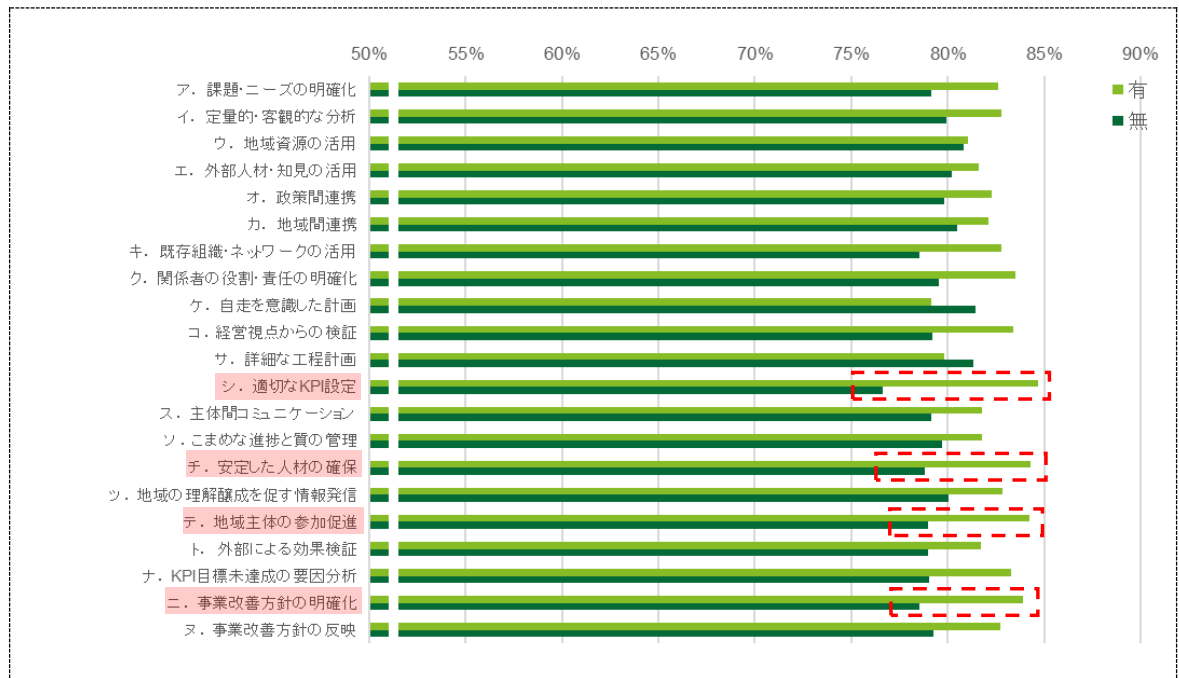
- 効果検証事業の結果、「地方創生事業実施のためのガイドライン」(平成 30 年 4 月 27 日策定、平成 31 年 4 月 15 日改訂)において示した、PDCA のフェーズにおける「取り組むべきこと」(全 21 項目、詳細は参考 12 のうちの「ア. ~ヌ.」参照。)の実施の有無が、KPI 達成に違いが生じるかを分析した。「適切な KPI 設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施の有無によって、KPI 達成率に大きな差が生じることが判明しており、これらの取組が KPI 達成に果たす貢献度は高いといえる。
- 事業期間中の効果検証の結果、事業内容の見直しが必要な場合が生じても変更申請の受付時期が限定されていること等により、臨機に対応できないとの意見がある。

【対応の方向性】

- 地方公共団体においては、地方創生の取組について効果をあげていくため、適切な KPI を設定のうえ、住民、事業者等を主体として参画させつつ、PDCA サイクルの中で事業の効果検証・改善を継続していくことが重要であるところ、「地方創生事業実施のためのガイドライン」等も参照のうえ、これらの要素を事業の企画・実施に反映させるべきである。

- 加えて、PDCA サイクルに基づく見直し結果を適時適切に事業内容に反映できるよう、現行の軽微変更にとどまらない場合の変更申請手続きについて改善を検討すべきである。ただし、この際、交付金事業の採択時における評価は尊重されることが適当であり、より高い効果を得るための変更であることを前提に、交付決定額の範囲内であって、当初の事業目的を変えず、要素事業の追加がなされていないもの等の一定の要件は設けるべきである。

(参考 14) KPI 目標を達成した事業の割合（「取り組むべきこと」の実施有無別）



3. その他運用改善等

(1) 交付金申請手続きの合理化

<主な議論>

- 交付金の申請書について、地域再生計画の認定手続きと合わせた簡素化を図るべきではないか。

【現状・課題】

- 地方創生の取組について効果をあげていくためには、上記2. で掲げた点に留意のうえ、企画立案・実施・効果検証を図ることが重要である。
- これまで、国においては、「地方創生事業実施のためのガイドライン」や「地方創生関係交付金の活用事例集」(同ガイドラインと合わせて策定・公表。)等を活用したアウトリーチ活動により、事業立案に当たってのノウハウの共有化を図ってきたが、依然、小規模町村においては、企画立案段階におけるマンパワー不足が懸念される。
- 交付金の活用にあたっては、申請手続きに時間を要しているとの声もある中、申請内容の検討に十分な検討時間を要せるよう、手続きの合理化が求められる。

【対応の方向性】

- 地方創生推進交付金と地域再生計画の申請手続きについて、両者の法的位置づけを考慮しつつ、必要な合理化を図るよう検討すべきである。
- この際、地方創生推進交付金は、地域再生計画に記載され、内閣総理大臣の認定を受けた先導性の高い取組を支援するという、国と地方の双方が地方創生を協働して推進することを明確にしたものであるからこそ、複数年度にわたり支援する枠組みを確保していることに留意が必要である。

(2) 他省庁補助金等との戦略的連携

<主な議論>

- 地方創生の取組を効果的に促進するためには、地方創生推進交付金の活用に当たり、他省庁補助金等の関連する他施策との連携が重要ではないか。
- 他省庁補助金等の関連する他施策との戦略的な連携に関するモデルがあると、検討を進めやすいのではないか。

【現状・課題】

- 地方創生推進交付金の創設時の考え方としては、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを目的に実施する複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援するというもの。
- このため、地方創生推進交付金を活用した取組は、政策分野横断的なものとなることが期待されるが、要素事業の切り出し方によっては、地方創生推進交付金よりも、交付対象となる経費の範囲や補助要件等に柔軟性のある他省庁補助金等の関連する他施策も存在する。
- こうした中、次期地方版総合戦略の策定・実施に当たっては、地方創生に関連する各種支援策を戦略的に連携させて、地域実情に応じた対策を進めていくことが効果的といえる。
- 地方創生推進交付金としては、これまで、「1つの地方創生事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましい」という方針を示してきたところだが、モデルの提示により、こうした戦略的連携を推進していく必要がある。

【対応の方向性】

- 戦略的連携モデルを抽出し、事例集等の形でとりまとめのうえ、公表することで、地方公共団体による当該連携に係る取組を推進すべきである。
- 加えて、他省庁補助金等の関連する他施策との戦略的な連携を図る事業については、採択審査時において高く評価することを「政策間連携」の評価基準に明確化する等の戦略的連携の促進に向けた検討を進めるべきである。

(3) 継続的な事業実施に資する審査基準の明確化

＜主な議論＞

- 「自立性」については、事業分野により、求められるレベルが異なるのではないか。
- 交付金事業の事業期間終了後の、事業成果等を踏まえた発展をどのように図っていくべきか。

【現状・課題】

- 効果検証事業の結果、「自立性」について、「事業収入による自立」を見込んでいる事業の割合は、事業分野により、以下のとおり異なる。これは、事業の性格上、自ずと生じる差と考えられる。
 - ・ ローカルイノベーション、農林水産、観光 : 約6～7割
 - ・ 移住・人材確保、若者雇用対策、ワークライフバランス : 約4～5割

- また、交付金事業は、基本的に3年間又は5年間を事業期間としており、その間に事業として自立を目指していくこととしている一方で、PDCA サイクルの中で、事業実施中に生じた課題や成果、ニーズ等を踏まえ、新たに事業展開することで、地方創生の効果を高めることも重要である。

【対応の方向性】

- 地方公共団体における地方創生推進交付金事業の活用にあたっては、事業分野に適した自主財源を検討し、事業収入だけでなく一般財源による負担も含め、財源の多様性を確保することによって、自立に向けた将来計画を立てるべきであり、このことを十分に周知するべきである。
- 交付金事業の事業期間終了後の継続的な取組であって、従来の事業を進める中で見えてきた新たな課題・ニーズ等に対応することにより、地方創生の効果を高める先導的な事業については、適切な審査のうえで支援すべきである。

(4) 小規模町村等の未活用団体への対応

<主な議論>

- 地方創生推進交付金を活用していない団体へのアプローチも重要ではないか。
- 小規模町村向けに、事業の企画立案に関する検討体制の支援が重要ではないか。

【現状・課題】

- 地方創生推進交付金を活用していない理由としては、各地域事情により、様々であることが推察される。
- 一方、交付金の活用意思はあるにも関わらず、企画段階のマンパワーの問題により、交付金が活用できていない場合については、その支援体制の構築は重要である。

【対応の方向性】

- 都道府県においては、小規模町村の企画立案段階における適切なサポートのあり方の検討を進めるべきである。
- 特に、先駆的な取組を展開している事業については、地方公共団体に向け、その実施計画書の閲覧を可能とするなど、事業立案及び申請書策定時に参考となる情報を、閲覧・検索可能なデータベースとして提供できるようなシステムを構築するべきである。
- 加えて、第2期総合戦略の推進のため、地方創生推進交付金は重要であることから、サテライトオフィスの活用（これまで、内閣府がサテライトオフィスを設置し、市町村担当向けの交付金説明会や個別相談会を開催。）等により、交付金の活用率が比較的低い地方を中心に、アウトリーチ支援を引き続き充実させるべきである。

IV. 今後の地方創生関係交付金のあり方について

地方創生は息の長い政策であり、国においては、第1期で根付いた地方創生の意識や取組を検証のうえ、第2期総合戦略を策定し、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくことが求められる。また、地方公共団体においても、地方創生の深化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められる。この際、次期地方版総合戦略の策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任をもって地域の将来像を考えることが不可欠であり、取組の成果を高めるためにも、幅広い年齢層から構成される住民をはじめ、産官学金労言士等の多様な主体の参画を得るといった検討プロセスが重要である。地方創生関係交付金は、このような検討プロセスを経て策定された地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援するものとして、引き続き効果的・効率的に活用されるべきものである。

検討会では、地方公共団体を代表する委員から、地方創生に資する効果的なハード整備について、関係者との合意形成等の事業実施に向けた調整等に時間を要するものが多いことから複数年度にわたる事業実施を円滑にするとともに、支援内容のあり方を検討すべき、との意見もあった。

今後の地方創生関係交付金のあり方については、上記Ⅱ. 及びⅢ. でまとめた方向性に基づきつつ、引き続き、地方公共団体の意見等も踏まえたうえで、第2期総合戦略の策定とあわせて、各地方公共団体における地方創生の深化に資するよう、必要な見直しが行われることを期待したい。

以上

地方創生推進交付金のあり方に関する検討会の開催について

1. 趣旨

地方創生を更に加速させるため、地方創生推進交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略と合わせた地方創生推進交付金のあり方
- (2) 地方創生推進交付金の運用改善策
- (3) その他

3. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者により構成する。
- (2) 本検討会に座長を置く。座長は、内閣府地方創生推進事務局長が予め指名するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4. 庶務

検討会の庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

5. 運営

- (1) 検討会は、原則として非公開とする。
- (2) 検討会の配布資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

6. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他の必要な事項は、座長が定める。

地方創生推進交付金のあり方に関する検討会 委員名簿

(有識者)

座長 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

田口 太郎 徳島大学総合科学部准教授

(地方公共団体)

柿沢 昌宏 富山県理事・総合政策局次長・企画調整室長

田上 賢児 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長

我山 博章 三重県名張市総務部長

北村 幸彦 北海道網走市企画総務部企画調整課長

海老澤 督 茨城県大洗町まちづくり推進課副参事

眞木 伸浩 京都府井手町地域創生推進室理事・室長

(内閣官房・内閣府)

辻 庄市 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
併任 内閣府地方創生推進事務局審議官

中原 淳 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
併任 内閣府地方創生推進事務局審議官

島田 勝則 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部参事官
併任 内閣府地方創生推進事務局参事官

高山 泰 内閣府地方創生推進事務局参事官

(敬称略)

令和元年5月21日現在